

「知的財産権侵害行為への制裁の強化に関する意見（意見募集稿）」
に対する意見

一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

意見項目	修正提案	修正理由
一. 3.	「財産保全措置を講じた後に保全を継続する必要がある場合、知的財産権紛争事件を審理している人民法院に申し立てなければならない。」と規定されますが、誰が人民法院に申し立てるのか明記いただくよう要望いたします。	誰が人民法院に申し立てるのか不明確だと考えます。明確にするのであれば、「知的財産権の権利者」が申し立てることを規定すべきと考えます。
一. 5.	「 被疑権利侵害者が 保全措置を講じた被疑権利侵害の製品を勝手に毀損、移転することにより、権利侵害の事実の判明ができなかった場合」と規定されますが、「 被疑権利侵害者が 」について「 被疑権利侵害者が直接的又は間接的に 」と修正いただくことを要望いたします。	「被疑権利侵害者が・・・毀損」する場合、当事者が直接的に行うだけでなく、第三者に委託して毀損等をする場合も想定されます。このような場合も明確に規定に該当させるべきであることから、「直接的又は間接的に」を追加すべきと考えます。
二. 8.	「 模倣品と海賊版商品、及び、主として模倣品と海賊版商品の生産または製造に使用される資材とツールについて 」と規定され、さらに「 主として模倣品と海賊版商品の生産または製造に使用される資材とツールを 」と規定される部分について、 「 模倣品と海賊品商品、及び、主として模倣品と海賊版商品 」を「 権利侵害製品、及び権利侵害製品 」に修正し、「 主として模倣品と海賊版商品 」を「 権利侵害製品 」に修正することを要望いたします。	<u>当該制裁強化に関する意見は「知的財産権侵害行為」を対象にしていますので、「模倣品と海賊版商品」だけに対象を限定した規定とすべきではありません。</u> また、「模倣品と海賊版商品」と「権利侵害製品」の境界は曖昧であり、両者を明確に区別することが困難な場合もあるので、分けて考えるべきではありません。さらに、両者を明確に区別できるとしても、「模倣品と海賊版商品」ではない「権利侵害製品」について人民法院が何も対処しない、という解釈の余地を残すことは、本規定の趣旨から考えると適切ではないと考えます。 よって、「模倣品と海賊版商品」ではなく「権利侵害製品」とすべきだと考えます。
二. 8	「特別な場合において、・・・ツールを、 商業ルート以外のルートで処分 することができる。侵害者が補償を要求した場合、人民法院はこれを支持しない。」と規定さ	「商業ルート以外のルートで処分」と規定されるがどのようなルートで処分することを意図するのか不明瞭です。明確に規定いただくべきと考えます。

	れるうち、「 商業ルート以外のルートで処分 」についてはどのようなルートを指すのか明確に規定いただくことを要望いたします。	
二. 9.	「既に執行完了の発効した判決に関して、権利侵害者が 同じ方法で 同じ知的財産権を再び侵害した場合」と規定されるうち、「 同じ方法で 」については削除いただくことを要望いたします。	「同じ方法で」と規定されることにより、多少異なる方法で「同じ知的財産権」を侵害した場合、権利者は、権利侵害の差し止めの内容により再び執行を申請することができなくなります。「同じ方法で」とはどこまでの範囲が同じなのか不明瞭です。 よって、「同じ方法で」について削除すべきと考えます。
三. 10.	「 挙証妨害 、調査と証拠取得、証拠保全、専門的評価等の制度を十分に活用して」と規定されるうち、「 挙証妨害 」の意味が不明瞭です。 「 挙証 」と修正するか、削除することを要望いたします。	「挙証妨害」という制度はないので、記載が不明瞭であると考えます。 修正するか又は削除すべきと考えます。

(以上)